

令和5年 可茂消防事務組合議会第2回定例会
専決処分事項等に関する議会報告事項一覧（諸般の報告事項）

	報告月日	報告事項名	報告事項の概要	根拠法令
1	11月27日 可茂消本第501号	地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について	東白川分遣所高規格救急車の事故に係る示談及び損害賠償の額について報告するもの。	地方自治法第180条第2項
2	11月27日 可茂消本第502号	地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について	中消防署査察車の事故に係る示談及び損害賠償の額について報告するもの。	地方自治法第180条第2項
3	6月26日 可茂消監第6号	現金出納検査の結果報告について	令和4年度会計5月分及び令和5年度会計5月分の一般会計及び歳計外現金の出納検査について報告するもの。	地方自治法第235条の2第3項
4	7月25日 可茂消監第8号	現金出納検査の結果報告について	令和5年度会計6月分の一般会計及び歳計外現金の出納検査について報告するもの。	地方自治法第235条の2第3項
5	8月30日 可茂消監第10号	現金出納検査及び定期検査の結果報告について	令和5年度会計7月分の一般会計及び歳計外現金の出納検査、定期監査について報告するもの。	地方自治法第199条第9項、第235条の2第3項
6	10月3日 可茂消監第13号	現金出納検査の結果報告について	令和5年度会計8月分の一般会計及び歳計外現金の出納検査について報告するもの。	地方自治法第235条の2第3項

可茂消本第501号
令和5年11月27日

可茂消防事務組合
議 会 議 長 様

可茂消防事務組合
管理者 藤井 浩



専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年11月16日付けで下記のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。

記

人体及び車両に損害を与えた事故による示談及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分した。

1 示談及び損害賠償の相手方

住所 美濃加茂市古井町下古井2610-1

氏名 可茂土木事務所 所長 巢之内 亮（以下「甲」という。）

2 示談の要旨

令和5年7月17日13時40分頃、加茂郡白川町上佐見地内で発生した救急事案出動中に、下佐見地内国道256号線上室山橋から北東約600メートル地点で東白川分遣所高規格救急車の車幅を見誤り、車両助手席側側面をガードレールに接触、甲のガードレールを損傷させたもの。

事故により損傷したガードレールを原状復帰するため修繕を行い、甲が原状復帰を確認する。

3 損害賠償額 188,729円

(内訳)

修繕費 188,729円

可茂消防事務組合(総務課)	
担 当	広報係 金竹
T E L	0574-26-0144
F A X	0574-25-4899
E-mail	kouhou@kamo-fire.jp

付近見取り図



事故車両・現場写真

<p>事故車両助手席側</p>	<p>事故車両助手席側側面</p>
<p>接触物（ガードレール）</p>	<p>接触物周辺</p>

可茂消本第502号
令和5年11月27日

可茂消防事務組合
議会議長様

可茂消防事務組合
管理者 藤井 浩人



専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年11月16日付けで下記のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。

記

人体及び車両に損害を与えた事故による示談及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分した。

1 示談及び損害賠償の相手方

住所 美濃加茂市

氏名 (以下「甲」という。)

2 示談の要旨

令和5年10月7日14時48分頃、加茂郡坂祝町内の行方不明者捜索中、行幸公園駐車場で中消防署査察車を後退させたところ、後方に駐車中の普通自動車の運転席側フロントバンパーに、中消防署査察車の助手席側リアバンパーが接触した。

その損害賠償額は128,425円であり、組合が加入する自動車損害共済保険から甲の指定した口座へ支払う。

3 損害賠償額 128,425円

(内訳)

修繕費 116,545円

代車費用 11,880円

可茂消防事務組合(総務課)	
担当	広報係 金竹
TEL	0574-26-0144
FAX	0574-25-4899
E-mail	kouhou@kamo-fire.jp

付近見取り図



事故車両・現場写真

<p>事故現場（東から撮影）</p>	<p>助手席側リアバンパー 接触箇所</p>
<p>運転席側フロントバンパー 接触箇所</p>	<p>運転席側フロントバンパー 接触箇所</p>

可茂消監第6号
令和5年6月26日

可茂消防事務組合
議 会 議 長 様

可茂消防事務組合

監査委員 田中 昭則

監査委員 柴山 佳也



現金出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき令和4年度会計5月分及び令和5年度会計5月分の一般会計及び歳計外現金の出納を検査したので、その結果を同条第3項の規定により下記のとおり提出する。

記

- 1 検査期日 令和5年6月16日・6月19日
- 2 検査対象 令和4年度可茂消防事務組合一般会計令和5年5月分、令和5年度可茂消防事務組合一般会計令和5年5月分の出納及び歳入歳出外現金の状況、並びに月末日における預金残高
- 3 検査資料 別添のとおり
- 4 検査結果 一般会計における出納及び歳入歳出外現金の状況等を検査したところ、月末日における預金残高が会計諸帳簿と符合し、計数上の誤りはなく、正確であると認めた。

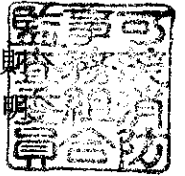
可茂消監第8号
令和5年7月25日

可茂消防事務組合
議 会 議 長 様

可茂消防事務組合

監査委員 田中 昭明

監査委員 加納 福明



現金出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき令和5年度会計6月分の一般会計及び歳計外現金の出納を検査したので、その結果を同条第3項の規定により下記のとおり提出する。

記

- 1 検査期日 令和5年7月18日・7月19日
- 2 検査対象 令和5年度可茂消防事務組合一般会計令和5年6月分の出納及び歳入歳出外現金の状況、並びに月末日における預金残高
- 3 検査資料 別添のとおり
- 4 検査結果 一般会計における出納及び歳入歳出外現金の状況等を検査したところ、月末日における預金残高が会計諸帳簿と符合し、計数上の誤りはなく、正確であると認めた。

可茂消防事務組合
議会議長様

可茂消防事務組合

監査委員 田中 昭則
監査委員 加納 福明



現金出納検査及び決算審査並びに定期監査の結果について

地方自治法第235条の2第1項及び第233条第2項並びに第199条第1項に規定されている、現金出納検査及び決算審査並びに定期監査を執行したので、その結果を下記のとおり提出します。

記

- 1 検査期日 令和5年8月29日(火) 午前10時00分から11時30分まで
- 2 検査場所 可茂消防事務組合消防本部3階 大会議室
- 3 検査対象 (1) 令和5年度会計 令和5年7月分
(2) 令和4年度可茂消防事務組合一般会計歳入歳出決算について
(3) 令和5年度財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
- 4 検査資料 別添のとおり
- 5 検査結果 (1) 一般会計における出納及び歳入歳出外現金の状況等を検査したところ、月末日における預金残高が会計諸帳簿と符合し、計数上の誤りはなく、正確であると認めた。
(2) 関係諸帳簿及び証書類を検査した結果、その執行状況は良好であると認めた。
(3) 令和4年度可茂消防事務組合一般会計歳入歳出については各諸帳簿と照合した結果、適正に執行されていることを認めた。

可茂消監第13号
令和5年10月3日

可茂消防事務組合
議会議長様

可茂消防事務組合

監査委員 田中 昭則
監査委員 加納 福明



現金出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき令和5年度会計8月分の一般会計及び歳計外現金の出納を検査したので、その結果を同条第3項の規定により下記のとおり提出する。

記

- 1 検査期日 令和5年9月25日・9月26日
- 2 検査対象 令和5年度可茂消防事務組合一般会計令和5年8月分の出納及び歳入歳出外現金の状況、並びに月末日における預金残高
- 3 検査資料 別添のとおり
- 4 検査結果 一般会計における出納及び歳入歳出外現金の状況等を検査したところ、月末日における預金残高が会計諸帳簿と符合し、計数上の誤りはなく、正確であると認めた。